

地球温暖化対策報告書（その1）

1 事業者の氏名等

事業者の氏名 (法人にあっては名称 及び代表者の氏名)	江東区役所 山崎 孝明
事業者番号	A 1 0 0 3

2 報告する事業所等の全体の状況（平成24年度）

条例第8条の23第1項 報告事業所数	50 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	7,908 kl
条例第8条の23第2項 報告事業所数	0 事業所	原油換算エネルギー 使用量の合計	0 kl

3 地球温暖化対策のレベル

重点対策のレベル	1
----------	---

4 事業者としての取組

取組方針	<p>◆平成23年度夏季に、契約電力50kW以上の全118施設を対象に、「江東区節電行動計画」を策定したが、平成24年度は、年間を通じた節電・省エネの取組みとして継続するために、上記を発展させた「江東区施設別エネルギー管理計画(管理標準)」を策定し、4月より運用を開始した。</p> <p>◆平成24年度夏季は、上記の管理標準を基本に「節電対策版」を策定し、エネルギーの運用管理を強化するとともに、クールビズの推進、定時退庁による夜間電力の節電等も加え、全職員を対象に「東京都省エネ・マネジメントシステム推進方針」を踏まえ、無駄なく、無理のない、賢い節電に取り組んだ。</p>			
組織体制の 整備の状況	重点対策		その他対策	
	対策番号	対策名	対策番号	対策名
	A101	地球温暖化対策の方針等の設定	A104	取組状況の点検体制の構築
	A102	温暖化対策推進担当の配置	A105	取組内容や点検体制の定期的改善
	A103	具体的な取組目標と内容の設定	A106	本社等による支店の支援
			A108	組織横断的な推進体制の整備
		A113	推進担当者の知識向上・内部還元	

5 特記事項

<p>◆平成24年度に運用開始した「江東区施設別エネルギー管理計画(管理標準)」は、初年度のため、省エネ法に基づく判断基準のうち、「空調」、「照明」、「事務用機器等」の3項目を対象としたが、平成25年度に向けて、判断基準の8項目全事項に対応できるように拡大予定である。</p>
